

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等「グループ補助金」)

平成30年度一般会計予備費予算額 **401.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により特に大きな被害を受けた地域（岡山県、広島県、愛媛県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）または1/2（うち国が1/3、県が1/6）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。これらにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）
上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。
※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

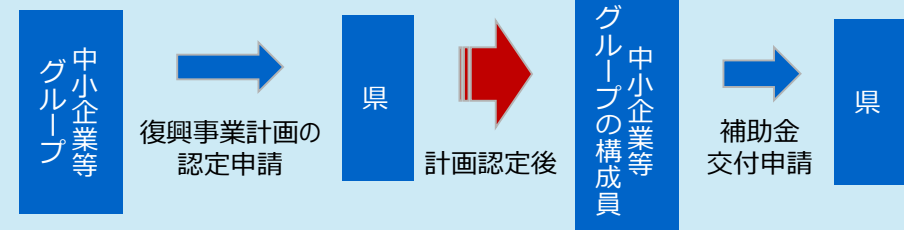
復興事業計画等による整備



倒壊した工場・施設等の復旧支援



共同店舗の新設支援



2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) 中小企業等グループ補助金

中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

対象者

中小企業者・中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要。

↳ 「復興事業計画」の申請受付：9月上旬（調整中）

支援内容

平成30年7月の西日本豪雨により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（広島県、岡山県、愛媛県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

①公募開始期間：調整中

②補助率：中小企業者・中小企業事業協同組合等 3/4（国1/2、県1/4）
上記以外（中堅企業等） 1/2（国1/3、県1/6）

③上限額：15億円

④補助対象費目：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

岡山県庁 産業労働部産業振興課（電話）086-226-7379

広島県庁 中小企業等復興支援チーム（電話）082-513-4451/4453

愛媛県庁 経済労働部経営支援課（電話）089-912-2480

中国経済産業局 復興推進準備室（電話）082-224-5653

四国経済産業局 復興推進準備室（電話）087-811-8566

中小企業庁 経営支援部経営支援課 復興支援担当（電話）03-3501-1763

国の補助事業における主な対象経費及び対象外経費

区 分	医療施設等災害復旧費補助金	中小企業等グループ補助金	備 考
建 物	○	○	建替は大規模半壊、全壊に限る
建物附属設備（空調等のライフライン）	○	○	
建物規模の拡大	原形復旧では建築基準法等の諸法令の規定に反する場合は対象	原形復旧では建築基準法等の諸法令の規定に反する場合は対象	
賃貸の建物、リースの医療機器	×	被災前から中小企業者等が入居している建物や、使用しているリース物件であれば対象	
土地の取得	×	×	
土地の造成	地形地盤変動、陥没した沈下量の嵩上げ等により従前の効用を復旧するための施設整備は対象	×	事業の用に供するものに限る
患者駐車場	×	○	
外構（囲障、門など）	×	○	
応急仮工事	○	×	
医療機器、検査機器、電子カルテ等	50万円超（歯科診療所は10万円超）	10万円以上の償却資産は対象（電子カルテ等医療情報システムは対象外）	固定資産台帳等に計上されているなど、購入していたことが分かる資料が必要
厨房機器（建物に付随するものを除く）、患者用ベッド、診療用の椅子・机、養成所の備品等	×	10万円以上の償却資産は対象	
救急車	×	○	
乗用車	×	被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがある。	
消耗品	×	×	医療材料も含む
事務機器（OA機器）	×	被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがある。	
事業費が80万円未満	×	○	
上限額	上限なし（医療施設、養成所）	15億円	